

各 位

会 社 名	株式会社ジーダット
代表者名	代表取締役社長 石橋 眞一 (JASDAQ・コード 3841)
問合せ先	取締役経営企画部長 増山 雅美 (TEL 03-5847-0312)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 22 日の取締役会において、平成 24 年 6 月 20 日開催予定の第 10 期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

株主総会ならびに取締役会の安定的かつ円滑な運営を図るため、現行定款第 12 条（招集権者および議長）および第 20 条（取締役会の招集権者および議長）の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章株主総会 (招集権者および議長) 第12条当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、 <u>その議長となる。</u>	第 3 章株主総会 (招集権者および議長) 第12条当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、 <u>取締役社長の指名により取締役社長または取締役会長がその議長となる。</u>
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 4 章取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第20条当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 <u>議長となる。</u>	第 4 章取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第20条当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 <u>取締役社長の指名により取締役社長または取締役会長が議長となる。</u>
2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 20 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 20 日 (予定)

以上